

松田町ドライブレコーダー設置促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自動車にドライブレコーダーを設置した者に対し、ドライブレコーダー設置促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、安心・安全なまちづくりに向けて、ドライブレコーダーの普及を促進し、もって町民の安全運転意識の向上及び交通事故の減少並びに犯罪の抑止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ドライブレコーダーとは、自動車に搭載して走行中又は停車中の状況を映像で記録する装置（スマートフォン等を活用したものを除く。）をいう。
- (2) 記録データとは、ドライブレコーダーにより記録された映像及び音声（電磁的記録媒体に記録した情報を含む。）をいう。
- (3) 自動車とは、事業用車両を除く自動車道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（二輪自動車を除く。）をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、松田町内に住所を有し、かつ、装着した自動車の自動車検査証の所有者に記載された者で、次の要件を満たす者とする。

- (1) 町税等を滞納していない者。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でない者。
- (3) 交通事故原因の究明、犯罪被疑者の検挙等警察の捜査に資する必要がある場合は、記録データを提供し、警察の捜査に協力する旨の同意ができること及び捜査協力依頼に使用する電子メールアドレス等の連絡先を提供することができる者。

(補助対象ドライブレコーダー)

第4条 補助金の交付の対象となるドライブレコーダーは、次の要件を満たすものとする。

- (1) エンジンをかけると自動的に録画を開始する常時録画機能を有すること。
- (2) 有効画素数が200万画素以上の常時録画で2時間以上記録（記録時間には、メモリーカード等の保存時間を含む。）できること。
- (3) 記録データの再生がパソコンでできること。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、自動車にドライブレコーダーの設置に必要な機器の購入費及び取り付け費とする。

2 ドライブレコーダーについては、未使用の新品に限りリース品は対象外とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の3分の1とし、限度額を5,000円とする。ただし、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた

額とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、購入した日の属する翌月から起算して1年以内に、松田町ドライブレコーダー設置促進事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 自動車検査証等(自動車検査証、軽自動車届出済証など)の写し
- (2) 領収書(ドライブレコーダーの購入日、数量、価格及び申請者の氏名並びに販売店名が記載されているもの)の写し
- (3) 取り扱い説明書(ドライブレコーダーの機能がわかるもの)
- (4) 装着したドライブレコーダーについて、その装着状況を撮影した写真(車両外部からナンバープレートとドライブレコーダーを撮影したもの1枚及び車両内部からドライブレコーダーが装着されているもの1枚)
- (5) 町税等納付状況閲覧承諾書(第2号様式)
- (6) 警察の捜査に協力する旨の同意書(第3号様式)
- (7) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第8条 町長は、前条の申請があったときは、速やかに申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、松田町ドライブレコーダー設置促進事業補助金交付(不交付)決定通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、申請者に条件を付することができる。

(補助金の請求及び交付)

第9条 前条に規定する通知書を受けた交付対象者は、松田町ドライブレコーダー設置促進事業補助金請求書(第5号様式)により、速やかに町長に補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、速やかに当該交付対象者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、補助金交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、松田町ドライブレコーダー設置促進事業補助金交付決定取消通知書(第6号様式)により、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(補助金の返還)

第11条 町長は、偽りその他不正な手段によりこの要綱による補助金の交付を受けたことが明らかになった場合、既に補助金が交付されているときは、松田町ドライブレコーダー

設置促進事業補助金返還命令書（第7号様式）により、交付対象者から当該補助金に相当する金額の全部を返還させることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この告示は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。